

■意見要旨

《平成30年度第2回地域自立支援協議会議事録より抜粋》

今後の特別支援学校の卒業生の人数を考えると、生活介護の事業所が不足しているのではないかと。ただ、生活介護の事業所は人員配置や報酬面でハードルが高く、増やすのが難しい。

そこで、松戸市独自で行える日中一時支援に重心、または医療的ケア児者の加算を作り、生活介護に代わる居場所の確保を行えないか。

■卒業生の人数と事業所の受け入れ状況

《第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画より抜粋》

松戸特別支援学校の卒業生は平成30年度2人(※)、平成31年度10人(※)、令和2年度5人(※)の予定だが、市内で重症心身障害のある人を対象とした生活介護事業所は4ヶ所、医療的ケアを必要としている人を対象とした生活介護事業所は3ヶ所であり、いずれもこれ以上受け入れが難しい現状にあるため、日中活動の場が不足している。(※市内在住の人数)

■重症心身障害のある人、医療的ケアを必要としている人の受け入れにあたって障壁となるもの(生活介護事業所へ聞き取った結果より)

・現利用者との兼ね合い

…自閉症や知的障害により突発的な行動がある人と一緒に受け入れるのは安全面から不安

・看護師を雇う人件費が高い

・看護師を募集しても応募がない

特別支援学校 卒業生の日中活動の場について

■対応策

・「松戸市重度障害児通所事業所特別支援事業補助金」の周知

(趣旨)

市長は、医療的ケアを要する在宅の障害児等の通所先の確保を促進するため、松戸市内で児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業等を実施する事業所を運営する者に対し、医療的ケアに従事する看護師の人件費について、補助金を交付する。

(補助対象者)

- (1) 経管栄養、たんの吸引その他の医療的ケアが常時必要なもの(以下「重度障害児等」という。)に対し、当該医療的ケアに従事する看護師を1人以上配置していること。
- (2) 児童発達支援(※)、放課後等デイサービス(※)、日中一時支援事業等を実施していること。
(※主として重症心身障害児を通わせるものを除く)
- (3) 看護師が、重度障害児等の主治医又はかかりつけ医療機関等による指示書等により医療的ケアを実施し、緊急時等の対応のため、その医師の協力体制を確保できること。

(補助金の額)

看護師に係る人件費(看護師を2人以上配置している場合にあっては、1人分の人件費を上限とする。)と9,825円に看護師の勤務日の日数を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

・松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金

…喀痰吸引等研修を修了した場合、受講料を補助

・医療的ケア児の支援のための医師による巡回指導

…医師が看護師等に対し助言や指導に当たる

・医療的ケア児支援スキルアップ研修

…相談支援専門員、看護師、保育所(園)職員、学校職員と広範を対象に研修を実施